

番号	質問内容	回答
1	<p><u>仮契約書第20条1項（工事の中止）</u> 受注者の責めに帰すことができない事象として、「感染症」、「伝染病」も織り込むことが適切ではないでしょうか。</p>	<p>「感染症」「伝染病」はその他の自然的若しくは人為的な事象（天災等）であって受注者の責めに帰すことができないものと考えます。なお、発注者が工事を中止させるのは、工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときになります。</p>
2	<p><u>仮契約書第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更）</u> 経済状況の変化による著しい賃金又は物価の変更が生じた場合は請負代金の額の変更または少なくとも協議が必要と思いますので、同条文は削除ではなく織り込むことが適切ではないでしょうか。</p>	<p>現状のとおりとします。</p>
3	<p><u>仮契約書第37条2項（部分払）</u> 出来形検査申請書と記載ありますが、出来高検査申請書の誤記でしょうか。</p>	<p>「出来形検査申請書」で誤りありません。</p>
4	<p><u>仮契約書第51条1項（契約不適合責任期間等）</u> 請求期間は引渡しから2年ではなく、1年（ただし契約不適合が入渠又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、引渡し後1年以上2年以内の範囲において、最初に入渠又は検査終了の時まで）が適切ではないでしょうか。船舶を構成する各種機器は、1年間の保証を前提として各メーカーから販売されており、メーカーによっては1年を超える保証が受け入れられない可能性があります。</p>	<p>仮契約書第51条第2項により、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができます。</p>
5	<p><u>仮契約書第51条4項（契約不適合責任期間等）</u> 契約不適合の通知と併せて、又は速やかに請求を行うことが適切と考えるので、項目ごと削除が適切ではないでしょうか。</p>	<p>契約不適合と思われる内容を確認した場合、速やかに受注者に通知しますが、内容の精査やどのような請求を行うかの検討が必要であり、一定の時間を要することはあります。</p>

番号	質問内容	回答
6	<p><u>仮契約書第51条7項（契約不適合責任期間等）</u></p> <p>民法第637条第1項の規定は適用しないということは、契約不適合を知ってから1年経過しても通知できるとも読み取れます。知ってから速やかに通知を行うことが適切と考えるので、項目ごと削除が適切ではないでしょうか。契約不適合を知ってから1年を経過して通知となりますと、契約不適合の原因が建造時によるものか、経年劣化によるものか、又はその他の原因によるものか特定ができず混乱を招く可能性があります。</p>	<p>上述のとおり、契約不適合を確認した場合、速やかに受注者に通知します。</p>
7	<p><u>仮契約書第51条9項（契約不適合責任期間等）</u></p> <p>本契約は住宅新築請負契約に該当しないので、混乱を避ける為にも項目ごと削除が適切ではないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、住宅新築請負契約に該当いたしません が、仮契約書は現状のとおりとします。</p>
8	<p><u>建造仕様書2頁第1章1.4 移設品</u></p> <p>移設品は、調整などが必要な場合は、建造工事中に支給していただく必要がありますが、ご対応いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能ですが、具体的な時期等は打合せによります。</p>
9	<p><u>建造仕様書4頁第1章2.1 船型・性能等3.</u></p> <p><u>建造仕様書26頁第2章3.11 居住区仕切壁・内張・防熱等3.</u></p> <p>いずれも、「操舵室の船内騒音は75dB以下（4/4負荷）とする。居住区の船内騒音は75dB以下(4/4負荷)を目標とする。」となっております。これは操舵室の75dB以下は必達値であるが、居住区は目標値であり必達ではないと理解していますが、許容レベルは80dB以下程度と考えて、80dBを超えた場合に追加対策を協議するということによろしいでしょうか。</p> <p>また、ここでdBはいずれもdB(A)と認識していますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>75dBを目標値として計画ください。騒音予測の結果、75dBを超えるようなら、程度に応じて追加対策を検討願います。その上で、海上運転における騒音計測結果が75dBを超えてしまっても、重大な瑕疵等を原因とするものでない限り、その結果を許容します。</p> <p>また、ここでいうdBはdB(A)のことです。</p>
10	<p><u>建造仕様書4頁第1章2.2 主要寸法等2.計画総トン数</u></p> <p>総トン数に上限/下限の制限がありましたらご教示願います。</p> <p>総トン数に上限/下限の制限がある場合、本船用の船型及び上部構造物等の閉囲容積を精査した上で上限/下限の制限内に収まるかについて確認が必要です。</p>	<p>総トン数には「約」をつけており厳密なものではなく、現時点の上限/下限値はありません。諸性能と配置成立性を優先して計画し、その結果の総トン数を打合せ等で提示いただき承認する形を想定します。</p>

番号	質問内容	回答
11	<p><u>建造仕様書6頁 第1章 3.3 海上試験</u> 投揚錨試験について、本船には揚錨機は無く海上試験は不要と考えるので、記載は削除することよろしいでしょうか。</p>	<p>キャプスタン・大錨・錨索による投揚錨試験を想定していますので、現時点では建造仕様書どおりとします。</p>
12	<p><u>建造仕様書7頁 第1章 3.6 船主海上試験</u> 海上試験は満載状態で出港し、また引渡前に行われ、成績表も提出するため、引渡後に改めて海上試験は不要と思われるますので、船主海上試験の項目を削除することをご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>海上試験の載荷状態は「満載状態」を要求していませんので、現時点では船主海上試験は建造仕様書どおり引渡前に実施とします。</p>
13	<p><u>建造仕様書11頁 第2章 1.1 船殻一般 1.</u> 1項に「船体主要構造材料は、耐力127.486N/mm²(13kg/mm²)以上のJIS規格耐食アルミ合金(A5083)を使用し」と記載ありますが、JIS規格に記載の耐力と異なります。耐力はJIS規格に従うことをご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>JIS規格の耐力に従うことです承します。</p>
14	<p><u>建造仕様書14頁 第2章 2.2 表面処理 1.</u> 「ワイヤーブラシにて表面処理の後、…」アルミ表面の酸化被膜保護のため、ワイヤーブラシによる表面処理は実施しないことを推奨しますので、記載については削除することよろしいでしょうか。</p>	<p>ワイヤーブラシによる表面処理は記載削除です承します。</p>
15	<p><u>建造仕様書14頁 第2章 2.3 塗装要領 2.</u> 諸管の用途別色分けですが、船体部は管のみテープにて用途別色分けを行い、弁については銘板を設置することで、弁本体、ハンドルの用途別色分けは行わないことでもよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点では建造仕様書どおりとします。</p>

番号	質問内容	回答
16	<p><u>建造仕様書15頁 第2章 2.3 塗装要領 (別表)</u></p> <p>近年のアルミ高速船に比べて過度な塗装仕様と考えるので、メンテナンスの手間の低減等を考慮して、以下のとおり、適正な仕様へと変更することをご了承いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外板喫水より上」のエポキシ系ACについては、1回でも膜厚を付けることができ、防錆性能も確保できますので、1回塗りとする。 ・「船殻内面 内張防熱施工箇所」は、アルミ合金の耐食性を活かして、内張および防熱下は無塗装とする。 ・「船殻内面露出部」「機関室舵取機室 船底・船側・天井」「船首・船尾の船底タンクトップ」は、アルミ用プライマーは1回でも膜厚を付けることができ、防錆性能も確保できますので、エポキシ系ACは1回とする。 ・「上甲板・機関開口頂部」「上部構造物外舷」は、アルミ用プライマーは1回でも膜厚を付けることができ、防錆性能も確保できますので、エポキシ系ACは1回とする。 ・「燃料油タンク内面」は、アルミのため油拭きは不要と考えるので、無塗装/清掃のみとする。 ・「排気管」の耐熱塗料は1回でも膜厚を付けることができ、防錆性能も確保できますので、仕上げの耐熱塗料は1回とする。 ・「プロペラ」の防汚塗料については、キャビテーションにより塗膜が剥離しますので無塗装とする。 	<p>現時点では建造仕様書どおりとします。</p>
17	<p><u>建造仕様書16頁 第2章 3.1 揚錨・係船装置</u></p> <p>注記2. 「三方ローラー…」は「四方ローラー」「2ローラーフェアリーダー」の誤記でしょうか。</p>	<p>「三方ローラー」は「四方ローラー」の誤記です。なお、2ローラーフェアリーダーはアルミ合金製とします。</p>

番号	質問内容	回答
18	<p><u>建造仕様書20頁 第2章 3.4 マスト等 3.各種機器台</u></p> <p>各種機器台に船舶用衛星放送アンテナと記載されておりますが、第4章8.4 テレビ受信装置では、無指向性テレビアンテナのみの装備となっております。第4章8.4の記述を正として、衛星放送アンテナは無し、と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>衛星放送アンテナは誤記です。第4章を正としてください。</p>
19	<p><u>建造仕様書21頁 第2章 3.6 救命設備及び消防設備 2.消防設備 (1)散水装置</u></p> <p>散水装置としてポータブルノズル及びホースを各1式装備し、甲板洗浄管に接続して散水することですが、22頁2.甲板洗浄管 (2)に記載のノズル付フレキシブルビニールホースと同じものを指しますでしょうか。</p>	<p>消防設備用のホースは甲板洗浄用とは別のものです。</p>
20	<p><u>建造仕様書25頁 第2章 3.9 空気調和装置 1.</u></p> <p>温湿度条件の表で、冬期(暖房時)の室内湿度の記載はありません。</p> <p>また、本船の空気調和装置のマルチエアコンには加湿能力はありません。</p> <p>加湿器は設置せず、操舵室、サロンに設置する空気清浄器にも加湿機能を設けないことよろしいでしょうか。</p>	<p>マルチエアコンによる加湿は考えておらず、冬期の室内湿度の保証は要求しませんが、空気清浄器については加湿機能付きのものを選定してください。</p>
21	<p><u>建造仕様書25頁 第2章 3.9 空気調和装置 2.</u></p> <p>空気調和装置としてマルチエアコンを設け、室内機は壁掛型を標準とし、室内配置により床置型も可となっております。</p> <p>操舵室の壁面には角窓が多く設置され、また多くの航海機器も設置されるため、壁掛型、床置型室内機を設置することは困難ですので、操舵室頂部甲板を一部嵩上げの上、天井埋込型室内機を設置することよろしいでしょうか。</p>	<p>就航後のメンテナンス性等を踏まえてできるだけシンプルなマルチエアコンを希望していますので、現時点では建造仕様書通りとします。配置成立性等を確認の上、必要に応じて変更を検討します。</p>
22	<p><u>建造仕様書25頁 第2章 3.9 空気調和装置 2.</u></p> <p>第一装置、第二装置は、それぞれ便所にも各1台の室内機を設置するとなっております。</p> <p>便所は機動排気も行うようになっていますが、空調機は必要でしょうか。</p>	<p>便所の空調機は必要です。</p>

番号	質問内容	回答
23	<p>建造仕様書26頁 第2章 3.10 甲板被覆</p> <p>操舵室の仕様が制振材+50t ロックウール+12t 耐水合板となっていますが、制振材や50t ロックウールの可否は船内騒音が75dB(A)以下となるような仕様とすることで調整可能ということよろしいでしょうか。</p>	<p>75dBに限らず騒音値は低い方が望ましいため、建造仕様書どおりとします。</p>
24	<p>建造仕様書26頁 第2章 3.10 甲板被覆</p> <p>サロン・各居室は、12t 耐水合板+50t ロックウール+12t 耐水合板となっています。</p> <p>このロックウールは騒音対策（浮床構造）の目的でしょうか。</p> <p>床厚みが過去の建造船より少なくとも62mm 増えますので、甲板高さ、骨サイズが同程度ならば、クリアハイトがその分減少しますが、差支えないでしょうか。</p>	<p>サロンや各居室のクリアハイトは甲板室直下（隆起している個所）で約1950mmを希望します。FOタンク直上の甲板舗装面に合せて、それ以外の甲板舗装（12 t 耐水合板+50 t ロックウール+12 t 耐水合板）を施工いただければ、浮床構造によるクリアハイトの減少にはつながらないと考えます。現時点で建造仕様書どおりとします。</p>
25	<p>建造仕様書26頁 第2章 3.10 甲板被覆</p> <p>サロン・各居室（FO タンク直上）は、30t+40t A60 級防火材+12t 耐水合板となっています。「30t+40t A60 級防火材」はタンク外面に施工、12t 耐水合板は根太組の上に施工するので、浮床構造にはなりません。</p> <p>上記のFO タンク直上以外のところも浮床構造にする場合は、上記と同様に建造船よりクリアハイトが減少しますが、差支えないでしょうか。</p>	<p>現時点で建造仕様書どおりとします。</p>
26	<p>建造仕様書26頁 第2章 3.10 甲板被覆</p> <p>仕上げ材の欄に塩ビ長尺シート+カーペットと記載されているところが3箇所ありますが、塩ビ長尺シートを施工した上にカーペットを敷くということでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
27	<p>建造仕様書29頁 第2章 3.12 居住区艙装 2.諸室の備品 (2)サロン</p> <p>食卓のローリング止めはテーブル端部立ち上げることで想定しております。</p> <p>このため、折り畳み時は天板端部にローリング止めなしとなってもよろしいでしょうか。</p>	<p>造船所決定後の協議とします。</p>

番号	質問内容	回答
28	<p><u>建造仕様書29 頁 第2章 3.12 居住区艙装 2.諸室の備品 (2)サロン</u> 備品類の欄に記載のドアーマットは、階段上り口に設置するものでよろしいでしょうか。</p>	<p>造船所決定後の協議とします。</p>
29	<p><u>建造仕様書30 頁 第2章 3.12 居住区艙装 3.その他の備品 (5)電子レンジ(業務用)</u> サロンに電子レンジ(業務用)を2台設置となっていますが、一般配置図には記載がなく、置き場所が見当たりません。どこに設置するかご教示願います。</p>	<p>建造仕様書p.29に記載のとおり、サロンのシンク上部に吊り棚を設けて電子レンジを格納してください。</p>
30	<p><u>建造仕様書30 頁 第2章 3.12 居住区艙装 3.その他の備品 (9)業務用冷凍冷蔵庫</u> 業務用冷凍冷蔵庫(テーブル型)を上甲板暴露部に設置するようになっていますが、暴露仕様、耐塩害仕様の製品はないようです。通常の製品を設置することによろしいでしょうか。。</p>	<p>通常の製品を設置することとなりますが、建造仕様書p.20の天幕及びアクリル製風除けにより直接波浪・海水飛沫が掛かることのないよう配慮願います。</p>
31	<p><u>建造仕様書30 頁 第2章 3.12 居住区艙装 3.その他の備品 (10)</u> (10)の記載がありません。記載漏れではなく、番号の付番間違いでしょうか。</p>	<p>付番間違いです。</p>
32	<p><u>建造仕様書32 頁 第2章 3.13 操舵室 3.</u> 窓カーテン1式の設置範囲をご教示願います。(前方は不要と認識しています。)</p>	<p>前方は不要です。詳細は造船所決定後の協議とします。</p>
33	<p><u>建造仕様書33 頁 第2章 3.14 .便所・シャワー室・給湯設備等 3.給湯設備</u> 上甲板流し、シャワー、サロン流しに対し、20kWの電気瞬間湯沸器を1台装備するようになっております。 その能力は建造仕様書に記載の通り、25°C昇温時に11.5L/min.を給湯可能なものになりますが、シャワーの流量は一般に10L/min.程度と言われており、シャワーと流しを同時使用すると給湯温度が下がるようになると考えますが、同時使用は考慮せず、湯沸器の容量増加や設置台数の追加は行わないということによろしいでしょうか。</p>	<p>現状の建造仕様書どおりとします。</p>

番号	質問内容	回答
34	<p><u>一般配置図</u></p> <p>救命筏へのアクセスについて、以下の点においてJG より指摘を受ける可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筏操作者は操舵室後方の扉を出て、船尾オーニング端を回って船中央まで戻り、FR12付近の梯子を上がって筏へアクセスするため、迅速性の面から最短の動線となっていない。 ・左舷舷側に近い垂直はしごを使用するため、落水のリスクがある。 <p>そのため、JG より指摘を受けた場合、以下のような対応が考えられますが、その変更内容についてご了承いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操舵室後方に操舵室頂部に上がるための垂直梯子とハッチを追加する。 ・または、筏を上甲板へ移設する。 	<p>造船所決定後の協議とします。</p>
35	<p><u>建造仕様書添付 指定メーカー表</u></p> <p>指定メーカー表の作業灯とは、船外の投光器を指していると考えて良いでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>